第 五 編

令和3年10月31日執行の衆議院議員 総選挙及び最高裁判所裁判官国民審 査における管理執行事務

1 選挙管理委員会委員

 委員長
 一
 木
 俊 廣

 委員
 阿 部 良 秀

 委員
 秦
 喜美恵

 委員
 角 山 光 邦

2 事務分担表

事務の区分	主 任	副任
総括	井 下 書 記 長 佐 藤 参 事 今 井 振 興 監	
庶務、人事、経理に関すること	企 画 管 理 班	廣 末 主 幹
法令解釈、企画、指導に関すること 投・開票速報に関すること 市町村執行経費に関すること 選挙運動費用収支報告書に関すること	廣末主幹	廣 門 主 幹 木 付 主 査
立候補届出に関すること 選挙会・選挙分会・審査分会に関すること 選挙公営に関すること 期日前投票・不在者投票に関すること 立候補届出関係各種用紙、公営物資等の作成に関す ること	廣門主幹	木 付 主 査
選挙の管理執行手続きに関すること 選挙運動、政治活動に関すること 氏名等掲示に関すること 投票用紙・物資の作成・配付に関すること 予算に関すること	木 付 主 査	廣末主幹
投・開票速報に関すること 選挙人名簿に関すること 議案・告示に関すること 各種報告に関すること 選挙の記録に関すること	野 上 主 事	廣 末 主 幹 廣 門 主 幹 木 付 主 査
選挙公報に関すること	行 政 班	木 付 主 査
政見放送に関すること	財 政 班	廣 門 主 幹
選挙啓発 (新聞広告、テレビ等CM) に関すること	企 画 管 理 班	廣 末 主 幹
選挙啓発(広告塔、立看板、チラシ、パネル、広報車)に関すること	行 政 班 財 政 班 税 政 班	木 付 主 査
選挙啓発(街頭啓発、啓発物品、横断幕)に関すること	税 政 班	野 上 主 事

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送の実施に関する協議事項 \Im

日本放送協会 (NHK) J席者) 放送部副部長 技術部副部長 企画編成部 3月 10月14日~10月18日 期日
1.097-533-2801
(2)公示日の申込受付の時間、10月19日(2)8:30~17:00 場所:大分県庁本館 2F 正庁・場所:大分県庁本館 2F 正庁・場所:大分県庁本館 2F 正庁 ホール ・Tel:097-533-2801 ・Tel:097-533-285
政見放送申込期限終了後直ちに、決定した放送の予定の日時及び政見放送の申込みをした候補者届出政党を県選管に通知
申込みの受付と同じ 申込みの受付と同じ
ХЪФА
(3)技術的基準を満たすもので 政党の政見放送担当責任者と制 持込み者立ち会いのもとで試写 持込み者立ち会いのもとで試写 持込み者立ち会いのもと あるかの確認方法 作プロダクション担当者立ち会い を行い技術的基準を確認 を行い技術的基準を確認 を行い技術的基準を確認 を行い技術的基準を確認 のもとで確認

畜	・録音及び録画の日時、場所 ・放送局は各候補者届出政党の希望を考 慮し、日時、場所を定める。(実規7①) ・公示前においても録音、録画できる。 (実規7⑤) ・候補者が正当な理由なく定められた日 時、場所に出向かなかった場合は、政 見放送は行わない。(実規7⑥)	・原則として、申込の受付の際に決定、 交付	・総時間…打ち合わせ、化粧及びリハーサル等を含む総時間数 ・取扱要領では90分						
大分朝日放送 (OAB)	日時	名称 「政見放送収録約定書」 ・交付時期…申込みの際	ア 1.5時間 イ 1.5時間 ウ 1.5時間	・録音、録画の要領 ・留意点等	原則として行う	1回	11		・表示事項 大分県(小選挙区) 〇 〇 党 ・規格 縦300m×横1,320m ・プレートの色…藍 ・字色
テレビ大分 (TOS)	・日時 ・日時 ・日時 ・日時 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	名称 「政見放送収録約定書」 ・交付時期…申込みの際	ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間	・録音、録画の要領 ・留意点等	原則として行う	1回	1 🗎		・表示事項 大分県(小選挙区) ○ ○ 党 ・規格 縦 300mm ×横 1,320mm ・プレートの色…藍 ・字色白
大分放送(OBS)	中時	名称 「政見放送収録約定書」 交付時期…申込受付時	ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間	・録音、録画の要領 ・留意点等	原則として行う	1回	1 0		・表示事項 大分県 (小選挙区) ○ ○ 党 ・規格 縦 300mm×横 1,320mm ・プレートの色…藍 ・字色白
日本放送協会(NHK)	・ 日時 時間 9 10 11 13 14 15 16 10 11 12 14 15 16 17 10 11 12 14 15 16 17 10 13 0 0 0 0 0 10 15 0 0 0 0 10 16 0 0 0 0 10 17 0 0 0 0 0 10 18 0 0 0 0 0 10 18 0 0 0 0 0 10 19 0 0 0 0 0	名称 「政見放送録画(録音)日時 決定票」 交付時期…申込受付時	ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間	・録音、録画の要領 ・留意点等	原則として行う	1回] iii	同時	背景にプレートで表示 大分県(小選挙区) 〇 〇 党 ・規格 縦300m×横1,320mm ・プレートの色…藍 ・字色白
協議事項	4 政見の録音または録画の実施に関する事項施に関する事項(1)録音または録画の日時、場所	(2)政見放送収録日時決定票及 名称 び交付時期 決	(3)録音、録画の時間等 ①収録に要する総時間 ア単独方式 イ対談方式 ウ複式方式 (候補者3人 の場合)	②候補者との打ち合わせ事 項	③化粧	争リハーサル	,	(4)録音、録画をテレヒ、ラジ オ別にするかどうか	(5)放送中の氏名等の表示方法 背景にプレ 及び表示事項

垂				単独経歴放送(法151①)(NHKのみ) ・氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を 履歴書に基づき放送する(取扱規程④ 1) ・1回につき、30秒以内(取扱規程④2) ・表示事項(取扱規程④4) ・放送順序は、選管がくじで決めた選挙 公報の掲載順序に基づく(取扱規程④6)	取扱いについての定めはないが、次のように取扱うこととされている。(留意事項第5(2))・経歴書の提出等については、実規6に準ずる。	・NHK がくじで決めた順序に基づき行う(取扱規程④6)
大分朝日放送(OAB)	NHKに準ずる	350mm 出席者氏名 100mm ·プレートの色… 字色立	 ・カメラ ・ズームアップ ・カメラ位置 ・カメラ位置 ・カメラ位置 ・カメラ位置 ・カンプルクロス なし ・装飾 なし 			
テレビ大分 (TOS)	NHKに準ずる	350mm 出席者氏名 100mm ・プレートの色…藍 ・字色白	・カメラ 1台 ・ズームアップ 2回 ・カメラ位置 2~3m ・テーブルクロス 模様 ・背景 グレー ・装飾 なし			
大分放送 (OBS)	NHKに準ずる	350mm 出席者氏名 100mm ・プレートの色…職 ・字色白	 ・			
日本放送協会 (NHK)	・ 候補者の氏名、選挙区	350mm 田 席 者 氏 名 100mm ・プレートの色… 藍 ・字色 白	・ メメラ 1台 ・ ズームアップ 0回 ・ カメラ位置 単独 出演者から 2.5m 対談 2.6m 複数 3.27m ・テーブルクロス NHK規定による ・背景 * ・装飾 *	※単独経歴放送 (NHK (テレビ・ラジオ)) ・表示方法 テロップ ・表示事項 選挙区名、党派名 候補者氏名、写真 ・放送方法 経歴を30秒以内 でアナウンス	(2)ラジオ放送による経歴紹介 候補者より提出された経歴書に の方法等 (NHKのみ) より経歴を 30 秒以内でアナウ ンス	NHKが小選挙区ごとに行うく じで決定する。
協議事項	(6)字幕(単独方式、対談方式 の希望政党のみ)の表示方 法	(7)出席者のネームプレート	(8)録画に用いるカメラの台数、位置、カメラワーク、照明、背景、装飾等	5 経歴放送(経歴の紹介)に 関する事項(NHKのみ) (1経歴放送の方法、放送中の 氏名等の表示方法及び表示。 事項(テレビ)	(2)ラジオ放送による経歴紹介 の方法等 (NHKのみ)	(3)選挙公報の掲載申請をしな NHKが小選挙区ごとに行う い候補者がいる場合の経歴 じで決定する。 放送の順序

童	・各放送局はあらかじめ政見放送の予定の日時を定めて、選管に通知する。 (実規12①)・選挙期日の2 日前までに放送終了 ・選挙期日の2 日前までに放送終了 ・疾補者の放送日時(順番)の決定のく じの実施 ・会候補者の放送日(順番)が決定した ら直ちに放送局に通知する。 (実規14①) ・建絡先 NHK、OBS、TOS、OAB ・くじ終了後、NHKは持込み政見が2 種類となる候補者届出政党から各テー ず放送日時の指定の通知書(別記様式 10)を受領する。 (取扱要領5(1))	・投票日の周知、選挙啓発等(留意事項 第7②) ・期日前投票の周知	※ 1 参照(実規15)	(1) 選挙長告示に基づき、直ちに放送局に 通知する。 通知する。 (1)法 86 条 13 項の規定による選挙長の告 示のあった日以後は、その者に係る政 技術モニターあり 録音・録画テープを当選の告 見放送及び経歴放送は行わない。 見放送及び経歴放送は行わない。 見放送及び経歴放送は行わない。 ころにより、政見放送及び経歴放送を できる。 (実規 17 ①) でうことができる。 (実規 16) (4)放送局は選挙期日後、録音・録画した ものを選管に送致しなければならない。 (実規 18)
大分朝日放送 (OAB)	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	テレビ PR フィラー 選挙啓発の告知	※ 1 参照	(1)原則としてカット (2)馬選管と協議 (3)技術モニターあり (4)録音・録画テープを当選の告示の日から30日保管した後、 県選管へ送付する。 (5)未定
テレビ大分 (TOS)	**	テレビ PR フィラー 選挙啓発の告知	※ 1 参照	 (1)原則としてカット (2)県選管と協議 (3)技術モニターあり (4)録音・録画テープを当選の告示の日から30日保管した後、県選管へ送付する。 (5)未定
大分放送(OBS)	*吸見放送 ・テレビ ※未定 月 日 ~ 月 日 ~	テレビ PR フィラー 選挙啓発の告知	※ 1 参照	(1)原則としてカット (1)原則としてカット (2)県選管と協議 (2)県選管と協議 (3)技術モニターあり (3)技術モニターあり (4)録音・録画テープを当選の告(4)録音・録画テープを当選の告(4)録音・録画テープを当選の告(4)録音・録画テープを当選の告(4)録音・録画テープを当選の告(4)録音・録画テープを当選の告(4)録音・録画テープを当選の告(4)録音・録画テープを当選の告(4)録音・録画テープを当選の告(4)録音・録画テープを当選の告(4)録音・録画テープを当選の告(4)録音・録画テープを当選の告(4)録音・録画テープを当選の告(5)表音 (5)未定 (5)未定
日本放送協会 (NHK)	※ 放見放送 ・ラレビ ※未定 月 日 ~ ・ラジオ ※ 経歴放送 ※未定 ・テレビ 月 日 ~ ・ラジオ 月 日 ~ 月 日、日、日 計 日間 月 日、日、一日計 日間	フィラーと音楽	※ 1 参照	 (1)原則としてカット (2)県選管と協議 (3)技術モニターあり (4)録音・録画テープを当選の告示の日から30日保管した後、県選管へ送付する。 (5)未定
協議事項	6 放送予定の日時の決定に関 ※敗見放送 する事項 ・テレビ : (1)放送の日時(時間帯)及び 月 日 一括放送するかどうか 月 日 ・ラジオ 月 日 ・テレビ 月 日 日 ・テレビ 月 日 日・・ラジオ 月 日・・ラジオ 月 日・・ラジオ	7 放送に関する事項 (1)放送時間の余りの時間の利 用	(2)放送に著しい支障を生じた ことにより、改めて放送す る場合	8 その他 (1)死亡、立候補の辞退とみな (1)原則としてカットされる場合の処置 (2)補充立候補者の取扱い (3)提置と多い報告 (4)録音・録画テーフ(4)録音・録画テーフ(4)放送後の措置 (4)録音・録画テーフ(5)候補者が予定数を上回った (5)未定

「放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合」について

ア 再放送する場合

・政見放送及び経歴放送実施規程第15条(抄)

候補者届出政党の政見放送を行う場合において、放送設備の事故により当該候補者届出政党の放送に著しい支障を生じたときは、日本放送協会又は 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会と協議の上、あらためて当該候補者届出政党の政見放送を行うことができる。 基幹放送事業者は、

放送設備の事故により特定の候補者届出政党が不利益を受けた場合の救済 **7**II 機械的故障、技術的故障、人為的故障、設備に入力している商業電源の停電による機械の停止等 ・「放送設備の事故」

置 事態が起こった時点で放送局と県選管とで協議

イ 中止する場合

· 河 ・公職選挙法第151条の2第3項

天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により、政見放送又は経歴放送が不能となった場合においては、これに代わるべき政見放送 又は経歴放送は行わない。

注)「協議事項」中、関係法規に関する略語は次による。

· 「法」………公職選挙法

·「令」……公職選挙法施行令

・「留意事項」…衆議院小選挙区選出議員の選挙における政見放送実施上の留意事項(令和3年10月)

(451)

実規 5 ⑦:政見放送及び経歴放送実施規程第5条第7項

4 投票及び開票の速報事務

速報本部体制

令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における、投・開票 速報の受理、集計、発表等を行うため、大分県選挙管理委員会に速報本部を設け、その組織等を次のとおり定 める。

総括責任者 井下秀子 総括責任者補佐 庿末順一

1. 受信係

- (1) 市町村からのファクシミリによる速報受信にあたる。
- (2) 市町村からファクシミリで送られてきた受信表を受け取り、不明瞭な部分がないことを確認したうえで、検算係へ回付する。このうち、衆議院小選挙区選出議員選挙(以下「小選挙区」という。)及び衆議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表」という。)の投票結果・開票状況(中間・確定)については、個票係に回付する。

定時になっても速報がない場合は、担当する市町村に電話を入れ、状況確認を行う。また、送られてきた受信表が不明瞭であったときは、再送付の旨連絡を行う。

(3) 何度督促しても速報が来ない場合や、受信表に不備がある場合は、調整係へ回付する。

2. 検算係

- (1) 受信係から(小選挙区及び比例代表の投票結果、開票状況(中間・確定)については、個票係から)回付された受信表を検算し、速報受信の有無をチェックしたうえで受信表を速報の種類及び選挙ごとに分類し、電算係へ回付する。
- (2) 受信表に不備がある場合は、調整係へ回付する。
- 3. 電算係(中間投票班、当日有権班、小投票班、比投票班、小開票班、比開票班、国審班)
 - (1) 検算係から回付された受信表をパソコンにより集計し、受信表と集計結果をパソコンの画面上で照合する。
 - (2) 集計結果を印刷・コピーし、電子データはUSBメモリに保存し、併せて調整係に回付する。
 - (3) 中間投票班は、中間投票状況の集計を行う。

当日有権班は、選挙当日有権者数の集計を行う。

小投票班は、小選挙区の投票結果の集計を行う。

比投票班は、比例代表の投票結果の集計を行う。

小開票班は、小選挙区の開票結果の集計を行う。

比開票班は、比例代表の開票結果の集計を行う。

国審班は、最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)の投票結果及び開票結果の集計を行う。

4. 調整係

- (1) 関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 集計結果の最終チェックを行い、総括責任者の確認を受けた後、USBメモリをメール係へ回付し、集計結果原本を電算係に返却する。

5. 個票係

(1) 受信係から回付された受信表を複写して調整係に回付し、併せてスキャンによりPDFデータ化する。 (受信表原本は検算係へ回付する。)

- (2) PDFデータ化した受信表を報道各社へEメールにより送信する。
- (3) 調整係から回付された集計結果を複写して、総括責任者、調整係へ回付する。(原本は電算係へ回付する。)

6. メール係

- (1) 総務省へ投・開票結果の速報をオンラインシステムにより送信する。(緊急時はメール)
- (2) 報道各社へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。
- (3) 関係部局(振興局等)へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。

7. 庶務係

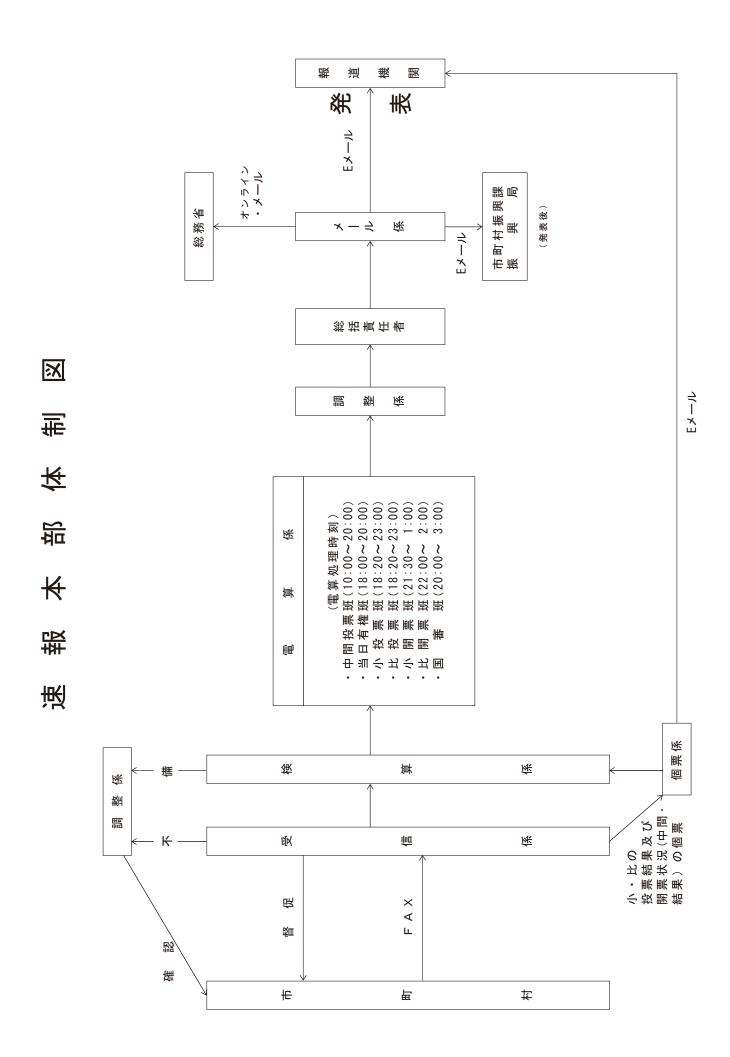
本部の庶務に従事する。

8. その他

- (1) 担当の事務が終了した場合は、係の責任者の指示に従い他の係を補助する。
- (2) 市町村振興課に待機している者は、外部からの速報数値等の照会に対し、メール係から回付された集計 結果を基に回答する。
- (3) 本部内設備及び機器等のサポート体制については以下のとおり。
 - ・電気関係…………………施設整備課保全計画班

施設整備課中央監視室

- ·電話回線関係…………用度管財課管理·電話班
- ・庁内LAN及び貸出パソコン関係…… 電子自治体推進室 (緊急連絡先把握)
- ・複合機、コピー機 (個表係) …… ソーコー (18:00~速報終了)
- ・FAX (受信係) ………… ソーコー (18:00~速報終了)
- ・プリンタ (電算係) …… ソーコー (18:00~速報終了)
- ・集計システム (電算係) ……… 富士通 (9:00~速報終了)
- ・総務省オンライン端末(メール係)…… 東芝(9:00~速報終了)



第49回衆議院議員総選挙·第25回最高裁判所裁判官国民審查

速報本部事務分担表

総括責任者 井下秀子 参事 佐藤 聡

総括責任者補佐 廣 末 順 一

投票日午前8時30分から午後8時まで

係名	人数		係	員
受 信 係	3	◎鈴木	島井	工藤
検 算 係	1	◎加藤		
電 算 係				
中間投票班	1	◎三嶋		
当日有権班(午後6時~)	1	◎西村		
調整係	2	◎廣末	木付	
メ ー ル 係	1	◎野上		
庶 務 係	_	◎鈴木	島井	工藤
市町村振興課	2	◎今井	廣門	
合 計	11			

※◎は各係の責任者

昼 夜	8
昼のみ	3
夜のみ	22
計	33

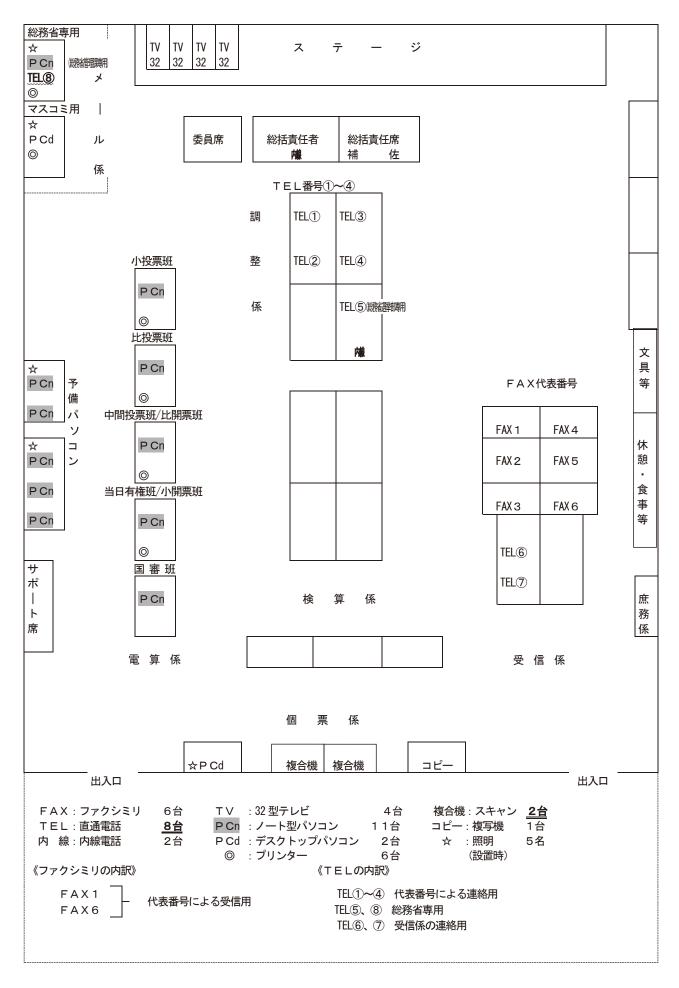
投票日午後7時から

	F	<i>h</i>		1 241		F		
	係	名		人数		係	員	
受	信		係	3	◎上田	加藤	髙橋(夏)	
検	算		係	4	◎安部	朝久野	河野 (量)	三宮
電	算		係					
小	投	票	班	2	◎安東	西村		
比	投	票	班	2	◎馬見塚	三嶋		
小	開	票	班	2	◎河野 (賢)	河野(真)		
比	開	票	班	2	◎板井	河野 (誠)		
玉	衤	ř	班	2	◎伊東	笠置		
調	整		係	4	◎廣末	廣門	木付	野上
個	票		係	4	◎梅木	吉野	〔髙橋(祐)〕	當高
メ	_	ル	係	2	◎ [清家]	松本		
市町	丁村:	振 興	課	3	◎今井	松垣	塩月	
合			計	30				

※◎は各係の責任者

※〔〕は他所属からの応援職員

速報本部配置図



令和3年10月31日執行

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査

速 報 要 領

市町村以外非公開 取扱注意

速報本部速報用FAX 速報本部備付TEL

(設置期間:10月29日(金)~11月1日(月))

- ●各速報様式【F1~9】にそれぞれの様式に従い、必ず以下を記入し(又は○で囲み)、FAXを送信すること。
 - ①選挙区
- ④発信担当者名

⑦第○回 ○時○分(中間)

②市町村名

⑤点検担当者名

⑧確定時刻 ○時○分

③発信時刻

⑥中間・確定の別

【10月30日(土)】

- 1 選挙当日有権者概数の速報について
- (1) 13時までに【F1表】を用いて、FAXにより速報本部に報告すること。
- (2) (1)の報告に併せて、各市町村ごとに選定した選定投票所の有権者概数の合計を【F1表】に記入すること。
- ●期日前投票後に「失権者」、「抹消者数」に該当することになった者の取扱いに注意すること。

2 期日前投票者数の速報について

10月29日(金)までの小選挙区の期日前投票者数を9時30分までに【別紙2】を用いて、FAXにより速報本部に報告すること。

●在外選挙人の日本国内における投票も含むこと。

【10月31日(日)】

3 期日前投票者数の速報について

10月30日(土)までの小選挙区の期日前投票者数を10時30分までに【別紙3】を用いて、FAXにより速報本部に報告すること。

4 中間投票状況の速報について

下記の各速報現在時における選定投票所の衆議院小選挙区選出議員選挙の投票状況を、【F2表】を用いて、 速報現在時10分前までにFAXにより速報本部に報告すること。

(速報現在時) 10時、11時、12時、14時、16時、18時

19時30分、20時

計 8回

- ●速報現在時刻の10分前までを目標に報告すること。
- ●ただし、20時現在の数値には当該選定投票所分の期日前投票者数及び不在者投票者数を算入すること。
- ●20時までに投票所閉鎖時刻を繰り上げた場合でも、各時刻に必ず報告し、20時現在にのみ当該選定投票所分の期日前投票者数等を算入すること。

5 選挙当日有権者数の報告について

有権者数を集計し、【F3表】を用いて17時現在の数字をFAXにより速報本部に、18時までに報告すること。

17時以降、投票所閉鎖時刻までに補正登録があった場合は、修正と大きく書いて随時FAXにより報告すること。

●期日前投票後に「失権者」、「抹消者数」に該当することになった者の取扱いに注意すること。

6 投票結果の速報について

次の3種類の投票結果を判明次第直ちに(遅くとも21時20分までに)FAXにより速報本部に報告すること。

- ・衆議院小選挙区選出議員選挙にあっては【F4表】を用いること。
- ・衆議院比例代表選出議員選挙にあっては【F5表】を用いること。
- ・最高裁判所裁判官国民審査にあっては【F6表】を用いること。
- ●投票者数の内訳を必ず記入すること。
- ●21時40分までに集計が終わらないときは、とりあえず判明している数字を速報用紙に記入し、余白に「概数」と大書きして報告すること。

なお、確定後は速やかに報告すること。

7 開票状況の速報について

------ 小選挙区 ------

市

- (1) 中間速報
 - ① 21時30分現在を第1回目として、第1区は【F7-1表】、第2区は【F7-2表】、第3区は【F7-3表】を用いてFAXにより速報本部に報告する。

以後30分ごとに結果が確定するまで同様に中間速報を行う。

《 中間速報現在時 》

21:30, 22:00, 22:30, 23:00, 23:30, 0:00.....

- ② 中間速報は100票単位で行い、100票未満の票は切り捨てること。
- (2) 確定速報

開票結果が確定したときには、第1区は【F7-1表】、第2区は【F7-2表】、第3区は【F7-3表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

町村

- (1) 中間速報
 - ① 22時00分現在の開票状況を、第2区は【F7-2表】、第3区は【F7-3表】を用いてFAXにより速報本部に報告する(22時までに)。

なお、町村の中間開票速報は22時00分現在の1回のみであり、以後確定するまでの報告は必要ないものであること。

- ② 中間速報は100票単位で行い、100票未満の票は切り捨てること。
- (2) 確定速報

開票結果が確定したときには、第2区は【F7-2表】、第3区は【F7-3表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

●中間速報は速報現在時刻の10分前までを目標に報告すること。

- (1) 中間速報
 - ① 原則として行わない。

ただし、確定が午前0時を過ぎる団体は、午前0時現在を第1回目として、【F8表】を用いてFA Xにより速報本部に報告する。

以後1時間ごとに結果が確定するまで同様に中間速報を行う。

《 中間速報現在時 》

0:00, 1:00, 2:00, 3:00.....

- ② 中間速報は100票単位で行い、100票未満の票は切り捨てること。
- (2) 確定速報

開票結果が確定したときには、【F8表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

●中間速報は速報現在時刻の10分前までを目標に報告すること。

———— 国民審査 **————**

- (1) 中間速報 行わない。
- (2) 確定凍報

開票結果が確定したときには、【F9表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

8 その他

(1) 得票数等の発表について

各市町村が得票数等の発表を独自に行うことは差し支えないが、速報本部への報告を優先すること。

(2) 確定報告後の修正について

確定数値の報告後、数値の誤りに気付いたときには直ちに①電話、②FAX(修正箇所を見え消し修正し、余白に「修正」と大書きすること)の順番で速報本部に報告すること。

(3) 速報後の待機について

投・開票結果の速報がすべて終了した後も、速報本部から当該報告について照会する場合があるので、 速報終了後概ね1時間程度これに応じられる体制をとっておくこと。

待機解除については特に連絡しないので、確定のFAXを送信後1時間経過したら解除しても良い。ただし、選管職員と速報担当者については、その後も至急の連絡が取れる体制をとっておくこと。

熈 丰

<u>巽举当日有権者概数</u>凍報 一般 诎 囲 - 最高裁判所裁判 総選挙 衆議院議員 表

	電算担当		
は大分市のみ記入	点検担当		
票区名)	受信担当		
三 ※			尔
	受信時刻		盐
		⊪	
市町村名 (開票区名)	点検担当		
	発信担当		
M			尔
無	発信時刻		盐
茶	-711		
選	₽	占	本

举当日有権者概数	(B) = (A) + (B) - (C) - (D)	女 計			女 計	
選)	用			鈻	
卷数	(D)	女一計	() (() (選定投票所分
*************************************	()	.) () () (うち、選
香 数	(C)	女 計) () (
—— 共	(3	一)())()		
録者数	(B)	盂				
田谷		女				
数	<u>(A</u>	計 一男				
[举人名簿登録者数 (R3.10.18現在)		女				
選挙人; (R3.		用				
			国内	在外		

(注)1. 2. 3.

ئد

「選挙人名簿登録者数」は、令和3年10月18日の選挙時登録の際に県委員会に報告した選挙人名簿登録者数であること。 「補正登録者数」は、令和3年10月19日(選挙時登録翌日)以後10月30日(選挙期日前日)までの間に補正登録した者の数であること。 「補正登録者数」は、令和3年10月19日(選挙時登録翌日)以後10月30日(選挙期日前日)までの間に補正登録した者の数であること。 「失権者数」は、公職選挙法第11条第1項若しくは第2項又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨を表示中の者の数であること。 ただし、期日前投票後に「失権者」に該当することになった者については、その者の数を計上せず、下段の()内に数を記載すること。 「抹消者数(国内)」は、令和3年10月19日以後10月30日までの間に死亡した者、転出者又は誤載者で抹消の決定を委員会で行った者並びに転出中と表示された者のうち転出先市町村の選挙人名簿に登録された者の数であること。 (なお、転出後4ヶ月を経過するに至らず、未だ抹消されてはいないものの転出先の市町村において、選挙人名簿に登録された者についても便宜上計上する。 「抹消者数(在外)」は、令和3年10月19日以後10月30日までの間に死亡した者、誤載者、日本国籍を喪失又は日本国内で新たに住民票が作成された日から 4ヶ月を経過した者で、抹消の決定を委員会で行った者の数であること。 (なお、日本国内で新たに住民票が作成され、国内の選挙人名簿に登録された者については、未だ4ヶ月を経過しない者であっても、便宜上計上する。) (なお、日本国内で新たに住民票が作成され、国内の選挙人名簿に登録された者については、未だ4ヶ月を経過しない者であっても、便宜上計上する。) 4

目前投票後に「抹消者数」に該当することになった者については、その者の数を計上せず、 (市は3投票所の合計、町村は1投票所分)の選挙当日有権者概数もあわせて速報するこ。 定在外選挙投票区である場合、在外分は参入しないこと。 (なかただだし、シン ただし、シン 5. 選定投票所分 (*) ただし、指す

- 126 -

速報本部 1 市町村

> - 胀

用紙 中間投票状況(選定投票所分)速報 員選挙 衆議院小選挙区選出議 F2表

M	
無	
選挙区	市町村名 (開票区名)

現在 尔 欪 回

꽶

(開票区名) は大分市のみ記入 *

		1
電算担当		
点検担当		
受信担当		
	尔	
受信時刻	抬	
	歐	
点検担当		
発信担当		
	尔	
刻	抽	
発信時	8	

		%	%	%	%
$(B)/(A) \times 100$	냳				
率 (B)/(女	%	%	%	%
投票	用	%	%	%	%
(B)	計				
票者数	女				
投	男				
{数 (A)	計				
選挙当日有権者概数	女				
選挙	男				
		投票所	投票所	投票所	合計

「選挙当日有権者概数」の合計欄の数は、F1表の選定投票所分の数と一致すること。 「投票者数」は、衆議院小選挙区選出議員選挙の数によること。 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。 第8回20時00分現在の報告に関しては、選定投票所の投票区における選挙人のうち、 (漢) 1. 2. 3. 4.

(選定投票所の閉鎖時刻 <u>期目前投票及び不在者投票を行った者の数を(B)欄に含めること</u>(選定投票所の閉鎖時刻を繰り上げた場合においても、すべての速報現在時に速報を行い、20時00分現在の報告において期目前投票及び不在者投票を行った者の数を含めること)。 なお、この取扱いは指定投票区制度を採用している市町村にあっては、投票録等に記載

16:00現在 18:00現在 19:30現在 20:00現在 11:00現在 12:00現在 10:00現在 14:00現在 無無無場り回回回<

ئد 。
投票録等に記載する実際の数値とは異なるので留意する

嬹 共 選挙当日有権者数速報用紙 民審 首 H 回 - 最高裁判所裁判, 員総選挙 **聚**議院議 F3表

電算担当 点検担当 (開票区名) は大分市のみ記入 受信担当 尔 **※** 受信時刻 欪 业 市町村名 (開票区名) 点検担当 発信担当 凶 尔 発信時刻 괦 欪 凶 桊 選 # 七 臣

	 IIII			
異 挙 当 日 有 権 者 数 (E)=(A)+(B)-(C)+(D)	女			
	鈻			
(D)	壶			
もらま	女			
	用			
(C)	 	()	()	()
新	女	()	()	()
採	用	()	()	()
本 (B)	壶			
敬	女			
推出	用			
者概数 在) (A)	壶			
{举当日有権者概数 (R3.10.30現在)	女			
選挙 (R	畄			
		围	在外	

(漢) 1. 2. 3.

- 選挙の当日、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書、若しくは確定判決 国内・在外 「選挙当日有権者概数」は、F1表の数値と一致すること。 「補正登録者数」は、F1表の報告後、令和3年10月31日(選挙期日)投票所閉鎖時刻までの間に補正登録を行った者の数であること。 「林消者数(国内)」は、次のいずれかに該当する者の数であること。 ・投票開始時刻までに死亡若しくは日本国籍を喪失した者 ・F1表による報告後、令和3年10月31日までに表示中の者で転出後4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で行った者 ・F1表による報告後、令和3年10月31日までに表示中の者で転出後4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で ・F1表による報告後、令和3年10月31日までに表示中の者で転出後7と。 ・投票開始時刻までに死亡若しくは日本国籍を喪失した者 ・F1表による報告後、令和3年10月31日までに表示中の者で国内で新たに住民票が作成された日から4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で ・F1表による報告後、令和3年10月31日までに表示中の者で国内で新たに住民票が作成された日から4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を表員会で 「そりた者。ただし、期日前投票後に「抹消者数」に該当することになった者については、その者の数を計上せず、下段の()内に数を記載すること「国内・在外 行った者。ただし、期日前投票後に「抹消者数」に該当することになった者については、その他」は、選挙人名簿に登録されるが定めること。
 - (※F6表については、国内のみ) عن ک 当日有権者数」は、F4表、F5表及びF6表の数値と一致するこ。 . 2

< 帐 投票結果速報用紙 衆議院小選挙区選出議員選挙 F4表

市町村名 (開票区名)

(開票区名) は大分市のみ記入 **※**

 $(B)/(A) \times 100$ 盂 % % 電算担当 女 掛 % % 眦 馬 玆 点検担当 (C)=(A)-(B)盂 Ø 受信担当 数 艸 粬 眠 業 尔 受信時刻 欪 投票者数(B) (期日前・不在者投票分を含めること) 盂 业 Ø 点検担当 馬 発信担当 盂 3 選挙当日有権者数 尔 ¥ 発信時刻 欪 眠 国内 在外 市町村 盂

%

%

%

%

%

当日投票	期日前投票	不在者投票	在外公館·郵便	当日投票	期日前投票	不在者投票
	国内		在外(国外)	:	(国内 (国内	į Į
		(B)	6 ₹	二品		

(注)1. 「選挙当日有権者数」は、F3表の数値と一致すること。

2. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

3.この表は、F5表と同時に報告すること。

丑 椺

衆議院比例代表選出議員選挙 F5表

投票結果速報用紙

市町村名 (開票区名)

(開票区名) は大分市のみ記入 **※**

		(B) $/$ (A) × 100	丰	%	%	%	
電算担当		率 (B)/(女	%	%	%	
電貨		投票率	男	%	%	%	
点検担当		(C)=(A)-(B)	丰				
受信担当		者数 (C)=	女				
	分	棄権	角				
受信時刻	盐	3) 含めること)	별				
	邮	投 票 者 数 (B)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	女				
点検担当		投 (期日前·不	角				
発信担当		(A)	+=				当日投票
:刻	公	選挙当日有権者数	女				
発信時刻	按	選挙言	角				
₽	日本			国内	在外	+	

F3表の数値と一致すること。 (注)1. 「選挙当日有権者数」は、

脈 脈

牡 洕 汌

К

嵚 殶

温皿 种

在外 (国内)

眦

嵚

Ш

期日前投票

尺

H

不在者投票

在外(国外) 在外公館·郵便

⑥の内訳

2. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

3.この表は、F4表と同時に報告すること。

囲

F6表

最高裁判所裁判官国民審查

拉票結果速報用紙

市町村名 (開票区名)

※ (開票区名) は大分市のみ記入

電算担当 点検担当 受信担当 尔 受信時刻 业 迴 点検担当 発信担当 尔 発信時刻 欪 市町村

00			%			
(B) $/$ (A) × 100	丰					
	女		%			
投票率)		%			
(C)=(A)-(B)	냳					
数	芩					
棄権者	用					
3) 含めること)	냳					
投 票 者 数(B)・不在者投票分を含めること)	芩					
; :•	男					
(A)	計			当日投票	期日前投票	不在者投票
有権者数	女				国内のみ	
選挙当日有				(B)	<u></u> 氏	i 三
選挙	角					
		田	Ī			

(注)1. 「選挙当日有権者数」は、F3表の数値と一致すること。

2. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

衆 小

開票状況速報用紙 F7-1表 衆議院小選挙区選出議員選挙

選	挙 [×	第	1		区		中間:	第			1	
										時		分	現在
市町(開票	」 村 <i>ź</i> 票区名	名)	大(第	分 一 開		市 (<u>K</u>)		確定:		— 時		— 分	確定
		<u> </u>					_						
		市町		発信	時刻		発信	担当	点	负担当			
		村			寺	分	== 1	- In str		A 10 11		r-r	le vi
		県			時刻		受信	担当		负担当	+	電算	担当
				H	<u></u>	分							
届出	番号			候補:	者氏名					補者別行	导票数		
1	1		西	宮	重	貴							
2	2		野	中	美	咲							
3	3		Щ	下	か	い							
4	4		高	橋	まし	ハこ							
Ę	5		吉	良	州	司							
-													
得票約 (有効的	総数(A) 投票数)					投票数 B)				票総数 (A)+(B)			
持帰り・						者総数			投票者数 未確定時 (概数)	得票総数 当日有権者相 ×中間投票	既数(F1)		%
	0)				(E)=(C)+(D)			投票者数 確定時	得票総数 投票者総			%

- (注)1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。
 2. 中間速報の場合は、「候補者別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。
 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値を記載すること。
 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値と一致すること。
 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

 - 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

市町村 → 速報本部

衆 小

開票状況速報用紙 F7-2表 衆議院小選挙区選出議員選挙

選 挙	区	第 2	2 区		中間	: 第			1
市 町 村 (開票区名	子)				確定	: <u> </u>	— — 時		分 現在 — 分 確定 —
	※(「市町村県	発信 E 受信	は大分市のみ 言時刻 時 分 言時刻 時 分	発信	注担当		負担当 負担当		電算担当
届出番号		—————————————————————————————————————	诸氏名			——— 候	補者別徇	导票数	
1		えとう	征士郎						
2		吉川	はじめ						
得票総数(A) (有効投票数)			無効投票数 (B)				票総数 (A)+(B)		
持帰り・その他 (D)			投票者総数 (E)=(C)+(D)			投票者数 未確定時 (概数) 投票者数 確定時	得票総数 当日有権者相 ×中間投票 得票総数 投票者総	既数(F1) 率(F2) ((A)	%

- (注)1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。
 - 2. 中間速報の場合は、「候補者別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。
 - 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値を記載すること。 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値と一致すること。

 - 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 - 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

衆小

F7-3表 衆議院小選挙区選出議員選挙 <u>開票状況速報用紙</u>

選 挙	区	第	3	[<u>x</u>		中間	:第		_ 0]	
									時		分	現在
市町村	名						確定	:	— 時		— 分	確定
											_	
		fi I	発信	時刻		発信	担当	点机	負担当			
		ज	時		分		- 10.44	- 1	A 10 11			- 15 - 12
	پا	₹		·時刻 -	Λ.	党信	国担当		負担当	-	電昇	担当
	L		<u></u> 時	f	分							
届出番号	Г		佐浦 ء	当氏名					補者別領	里		
一一一	_		יישיו איו						ו ניני 🗖 ישו	1 255 355		
1		横	光	克	彦							
2		岩	屋	たし	ナし							
				1	Ī							
得票総数(A)				無効批	设票数			投票	票総数			
(有効投票数)				(E				(C)=	(A)+(B)			
				ļ				投票者数 未確定時 (概数)	得票総数	现数(F1)		%
持帰り・その他 (D)				投票者 (E)=(C				投票者数	×中間投票 得票総数	率(F2)		
								確定時	投票者総	数(E)		%

- (注)1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。
 - 2. 中間速報の場合は、「候補者別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。
 - 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F 4表の投票者数計の数値を記載すること。
 - 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値と一致すること。
 - 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 - 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

衆比

得票総数

有効投票数

(D)

=(A)+(B)+(C)

持帰り・その他

(G)

開票状況速報用紙 F8表 衆議院比例代表選出議員選挙

市 町 村 (開票区名	名(3)					中間	:第	
	* (開票区	名)は大分	分市のみ	記入		時	- 分 現在
						確定	 : 時	 分 確定
	市	Ī	発信時刻		<i>☆≀</i>	 言担当	点検担当	—— 1
	町 村		時	分	无日	<u> </u>		-
	県		受信時刻		受信	言担当	点検担当	電算担当
			時	分				
届出番号			政党名				政党別得票	集数 小数点以下
1	公		明		党			
2	立	憲	民	主	党			
3	日	本	維新	の	会			
4	日	本	共	産	党			
5	れ	い	わ新	選	組			
6	自	由	民	主	党			
7	社	会	民	主	党			
8	玉	民	民	主	党			
9			裁 判 l 法 7 2 s					
/2 = 40 *L			+rtn /	ハ LTI ko III			いずれの政党等	

- (注)1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。
 - 2. 中間速報の場合は、「政党別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F5表の投票者数計の数値を記載すること。 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F5表の投票者数計の数値と一致すること。

按分切捨票

(B)

無効投票数

(E)

投票者総数

(H)=(F)+(G)

- 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
- 6.「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

にも属さない票数 (C)

投票総数

(F)=(D)+(E)

開票率

(A)/(H)*100

%

国審

F9表 最高裁判所裁判官国民審查 <u>開票状況速報用紙</u>

市町は(開票区	寸 名 ☑名)		開票区名)は大分市	のみ		在定:	:	時 _	分 確定
		市	発信時刻	1	発信担当	<u> </u>	点検担	4	I
		町村	時	分	7611112		/// // // -		
			受信時刻	/3	受信担当	á	点検担	当	電算担当
		県	時	分					
				m 5					
	\	区分	罷免を可とする 投票数	能免 投票	を可としない 数		を無効と :投票数		計
裁判官氏	:名 `	<u> </u>	(a)		(b)		(c)	(0	(a) + (b) + (c)
深山	卓	也						1	
岡	正	晶						2	
宇賀	克	也						3	
堺		徹						4	
林	道	晴						5	
岡村	和	美						6	
三浦	i	守						7	
草野	耕	_						8	
渡邉	惠現	里子						9	
安浪	亮	介						10	
長嶺	安	政						11)	
			上記の (c) 欄には、 判官にかかる記載に なお、当該投票は有	限り無	無効 (一部記載	無効) と	された投票数	な計上	
有効投票	数		無効投	票数			投票総数	t T	
(A)			(B				(C)=(A)+(E		
持帰り・その (D)	他		投票者 (E)=(C						
(334) # F			1.①・⑪の夕棚の粉は	L フ la	ブル・エムーフ	- 1.			

⁽注)1. 「有効投票数」と①~⑪の各欄の数値はそれぞれ一致すること。 (A) = ① = ② = ③ = ④ = ⑤ = ⑥ = ⑦ = ⑧ = ⑨ = ⑩ = ⑪ 2. 「投票者総数」は、F 6 表の投票者数計の数値と一致すること。

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査 開票所及び開票開始・確定見込時刻一覧

-t-mr.l.l. 6	BEREIT & SELL TO LANGE OF A CL.	73° -4- 10.	小選	挙区	比例	代表	国民	審査
市町村名	開票所を設ける施設の名称	所 在 地	開始時刻	確定時刻	開始時刻	確定時刻	開始時刻	確定時刻
大分市(第一開票区)	大分県立総合体育館大体育室	大分市青葉町1番地	21:15	0:25	21:15	1:55	21:15	2:10
大分市(第二開票区)	大分県立総合体育館大体育室	大分市青葉町1番地	21:15	22:35	21:15	23:35	21:15	0:10
別 府 市	別府市民体育館	別府市大字別府 3016 番地の 1	21:10	23:10	21:10	0:40	21:10	1:30
中 津 市	ダイハツ九州アリーナ	中津市大字大貞 377 番地 1	20:45	23:30	20:45	0:00	20:45	0:30
日 田 市	日田市中城体育館	日田市中城町1番66号	21:00	23:30	21:00	0:00	21:00	0:30
佐 伯 市	番匠体育館	佐伯市字剣崎 6643 番地 3	20:30	22:30	20:30	23:00	20:30	23:30
白 杵 市	臼杵市諏訪山体育館	臼杵市大字諏訪 595 番 5	20:00	22:10	20:00	22:30	20:00	23:15
津 久 見 市	津久見市民体育館	津久見市大字千怒 5338 番地	20:00	21:03	20:00	21:43	20:00	22:08
竹 田 市	竹田市総合社会福祉センター	竹田市大字会々 1650 番地	20:00	21:30	20:00	22:30	20:00	23:00
豊後高田市	豊後高田市高田庁舎	豊後高田市是永町 39 番地 3	20:30	22:00	20:30	23:00	20:30	23:30
杵 築 市	杵築小学校体育館	杵築市大字杵築 216 番地	20:30	22:30	20:30	23:30	20:30	0:00
宇 佐 市	三和酒類スポーツセンター(宇佐市総合体育館)	宇佐市大字川部 1571 番地の 1	20:30	22:10	20:30	23:10	20:30	23:30
豊後大野市	豊後大野市総合文化センター大ホール	豊後大野市三重町内田 878 番地	20:30	21:40	20:30	22:30	20:30	23:00
由 布 市	大分県立庄内屋内競技場	由布市庄内町大龍 1314 番地	20:30	22:45	20:30	0:00	20:30	0:00
国 東 市	アストくにさきアグリホール	国東市国東町鶴川 136 番地 1	20:15	22:00	20:15	23:00	20:15	23:30
姫 島 村	姫島開発総合センター	東国東郡姫島村 1569 番地の 1	20:00	20:50	20:00	21:00	20:00	21:30
日 出 町	日出町中央体育館	日出町 3891 番地 2	20:30	22:00	20:30	22:30	20:30	23:00
九 重 町	九重町役場	玖珠郡九重町大字後野上 8-1	20:00	21:00	20:00	21:30	20:00	22:00
玖 珠 町	玖珠町役場	玖珠町大字帆足 268 番地の 5	20:00	21:15	20:00	21:50	20:00	22:15

衆議院小選挙区選出議員選挙 開票結果速報計画表

	ш		丑		뉱		22:00						
	姫		重		本	20:50							
	Ħ		展		₽	0	22:00						
$\widehat{\mathbb{Z}}$	₩		佐		日	0	0	22:10					
(3	本		辮		日	0	0	22:30					
	丰时	浚	硘	田	七	0	22:00						
	#		無		日	0	0	0	0	23:30			
	別		中		₽	0	0	0	0	23:10			
	及		举		量	21:15							
	九		H		量	21:00							
	#		争		₽	0	0	0	22:45				
	邮	滚	imes	齨	₽	0	21:40						
$\widehat{\mathbb{X}}$	分		田		₽	21:30							
(2)	無	≪		民	₽	21:03							
	₪		苹		日	0	0	22:10					
	佐		甲		II	0	0	22:30					
	ш		田		₽	0	0	0	0	23:30			
	K ¢	?₩(無1	羅雕	<u>M</u>)	0	0	0	22:35				
(1K)	大伞	?世(無	麗睐	<u>M</u>)	0	0	0	0	0	0	0:25	
				発表		21:50	22:20	22:50	23:20	23:50	0:20	0:50	1:20
				発表	現在時	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	00:0	0:30	1:00

※「○」は中間速報を行う団体を指し、時刻 (=確定時刻) は確定速報を行う団体を指す。

衆議院比例代表選出議員選挙 開票結果速報計画表

			0									
女 #		宦	21:50									
₹ ¥	 	朣	21:30									
ш :	丑	宦			22:30							
斑 位		本	21:00									
HI	<u>₩</u>	旧			23:00							
田	梧	H					00:0					
劃後-	大 野	丰			22:30							
th 1	柏	干					23:10					
茶 \$	鯸	H					23:30					
曹 後 一	吨 田	上			23:00							
名 E	Ħ	12			22:30							
# 《	邑	上	21:43									
(II)		11			22:30							
和 #	======================================	₽			23:00							
ш	Ħ	₽					00:0					
	世	七					00:0					
高	性	II					0		0:40			
大分市 (鉾	R11霊脈	·[<u>×</u>])					23:35					
大分市 (館	1	·[X])					0		0		1:55	
	発		22:20		23:20		0:20		1:20		2:20	
	羅	時間帯	22:00	22:30	23:00	23:30	00:0	0:30	1:00	1:30	2:00	2:30

※「○」は中間速報を行う団体を指し、時刻(=確定時刻)は確定速報を行う団体を指す。

開票結果速報計画表 最高裁判所裁判官国民審查

				15										40
英	**	量		22:15										休を指
九	1111	宦	22:00											を行う団
ш	丑	鱼			23:00									確定凍穀
姫	岨	村	21:30											※時刻 (=確定時刻) は確定凍穀を行う団体を指す。
Ħ	展	H				23:30								(= 確
田	存	日					00:0							※ 時次
動 後	区 大 野	 -			23:00									
₩	カ	Æ				23:30								
枠	鍬	æ					00:0							
邮 %	区 高 田	I E				23:30								
\$	田	H			23:00									
無	久 毘	H		22:08										
Œ	苹	旧				23:15								
在	甲	日				23:30								
ш	田	旧						0:30						
#	無	旧						0:30						
別	を	旧								1:30				
大分市	≘ (無1] ≘	熊 図)						0:10						
大分市	≘ (無 噩	lk区)										2:10		
		開帯	00	30	00	30	00	0;	00	0:	00	0.	0	
		確定時間帯	22:00	22:30	23:00	23:30	00:0	0:30	1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	

5 投票結果確定時刻調

			区分	平 29.	10. 22	令 3.	10. 31
市町村	t			小選挙区	比 例 代 表	小 選 挙 区	比 例 代 表
大分百	市(第-	開 票	区)	21:55	21:55	21:59	21:59
大分	市(第二	開票	区)	21:55	21:55	21:59	21:59
別	府		市	21:15	21:15	21:15	21:15
中	津		市	21:20	21:20	23:20	23:33
日	田		市	20:55	20:55	21:14	21:14
佐	伯		市	20:05	20:05	21:17	21:17
臼	杵		市	19:55	19:55	20:07	20:07
津	久	見	市	19:55	19:55	19:37	19:37
竹	田		市	19:25	19:25	20:05	20:06
豊	後高	田	市	20:20	20:20	20:10	20:10
杵	築		市	20:15	20:15	20:34	20:36
宇	佐		市	20:00	20:00	21:44	21:44
豊	後大	野	市	20:15	20:15	20:43	20:44
由	布		市	21:09	21:09	20:29	20:30
国	東		市	20:20	20:20	21:35	21:35
姫	島		村	18:37	18:37	18:41	18:40
日	出		町	20:30	20:30	20:20	20:21
九	重		町	20:30	20:30	19:59	20:00
玖	珠		町	20:30	20:30	21:12	21:12

注) 1. 上記時刻は県速報本部が各市町村からFAXを受信した時刻です。

^{2.} 大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

6 開票進捗状況 (小選挙区)

雅 定 市 町 村	市町村名							大分市 (第一開票区)	確 定 市 町 村	市町村名	臼杵市、津久見市、竹田市、九重町	玖珠町	豊後大野市、由布市	日田市、佐伯市	大分市 (第二開票区)
-	11111111	0	0	0	0	0	0	П	*	1111111	4	5	7	6	10
	账									账					
	市町村数	0	0	0	0	0	0	1		市町村数	4	1	2	2	1
開票率	(%)	0.00	0.00	0.00	40.74	90.27	95.15	100.00	開票率	(%)	39.86	67.46	92.44	99.56	100.00
	吉良州司	0	0	0	42,000	91,000	95,000	97,117							
票数	高橋まいこ	0	0	0	36,000	74,000	75,500	75,932	票数						
者別得	山下かい	0	0	0	2,000	13,000	15,000	15,889	者別得						
候 補	野中美咲	0	0	0	1,500	3,000	3,500	4,001	候 補	吉川はじめ	29,817	54,978	74,136	78,584	78,779
	西宮重貴	0	0	0	2,000	4,000	000'9	6,216	,	えとう征士郎	28,089	53,214	73,681	79,064	79,433
	111111	0	0	0	83,500	185,000	195,000	199,155		111111	906'29	108,192	147,817	157,648	158,212
(X	皇中	0	0	0	83,500	185,000	195,000	0	\mathbb{X}	皇中	14,600	26,800	62,997	2,500	0
(第 1	雕定	0	0	0	0	0	0	199,155	(第 2	確定	43,306	51,392	84,820	152,148	158,212
	発表現在時刻	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	00:0	0:30		発表現在時刻	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30

	(第 3 区)	$\widehat{\mathbb{X}}$			候 補	者別得	票数	開票	141		雅 定 市 町 村
発表現在時刻	確定	重中	抽	横光克彦	岩屋たけし			(%)	市町村数	黙	市町村名
21:30	29,822	16,000	45,822	20,088	25,734			33.	33.11 3	3	国東市、姫島村、日出町
22:00	68,982	13,500	82,482	35,552	46,930			59.81	.81	5	豊後高田市、宇佐市
22:30	82,762	19,000	101,762	45,237	56,525			73.	73.75	9	件築 市
23:00	82,762	99,200	149,262	66,237	83,025			83.	83.93 0	9	
23:30	137,037	38,000	175,037	73,040	101,997			.86	98.94	7	別府市
0:00	175,966	0	175,966	73,159	102,807			100.00	00	8	

(※) 開票結果確定時のみ「有効投票数(=得票総数)+無効投票数+持帰り・その他」 注) 1. 開票率=得票総数(※)/確定投票者数×100

2. 大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

7 開票状況 (小選挙区)

									() () () () () () () () () () () () () (
(第 1 区)	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	00:00	0:30	1:00	確定時刻
大分市 (第一開票区)	00:00	00:00	0.00	40.74	90.27	95.15	100.00		0:18
(第 2 区)	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	00:00	0:30	1:00	確定時刻
大分市 (第二開票区)	0000	0.00	0.00	88.57	100.00				23:01
田田田	00:00	11.72	84.97	100.00					23:10
佐 伯 市	17.20	74.52	97.43	100.00					22:35
日 枠 市	100.00								21:36
津 久 見 市	100.00								21:16
竹 田 市	100.00								21:27
豊後大野市	37.40	95.21	100.00						22:04
由 布 市	12.06	60.28	100.00						22:11
九重町	100.00								20:59
玖 珠 町	00:00	100.00							20:40
(第 3 区)	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	00:00	0:30	1:00	確定時刻
別 府 市	00:00	0.00	0.00	53.78	100:00				23:20
中津市	00:00	00:00	47.99	92.19	95.23	100.00			23:50
豊後高田市	. 66.56	100:00							21:41
枠 築 市	57.00	96.19	100.00						22:20
字 佐 市	0000	100.00							21:35
国東市	100.00								21:40
姫 島 村	100.00								20:47
日田田田	100.00								21:40
(水) 集場田 田 田 八次		201、紫年时时为/							

注)1. 開票率=得票総数(※)/確定投票者数×100

^(※) 開票結果確定時のみ「有効投票数 (= 得票総数) +無効投票数+持帰り・その他」

^{2.} 大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

8 開票結果時間の状況

			選	挙	X		
市町村名	投票総数	開票事務 従事者数	開 票 開始時刻	確定時刻	所要時間	前 回 所要時間	前回からの 短 縮 時 間
大分市 (第1区)	204,942	242	21:15	0:18	3:03	3:10	7
大分市 (第2区)	6,209	35	21:15	23:01	1:46	1:20	▲ 26
別 府 市	55,773	200	21:10	23:20	2:10	1:40	▲ 30
中 津 市	39,903	132	20:45	23:50	3:05	2:30	▲ 35
日 田 市	34,129	54	21:00	23:10	2:10	2:36	2 6
佐 伯 市	34,892	72	20:30	22:35	2:05	1:42	▲ 23
臼 杵 市	19,387	50	20:00	21:36	1:36	2:10	3 4
津 久 見 市	9,043	24	20:00	21:16	1:16	1:03	▲ 13
竹 田 市	10,742	20	20:00	21:27	1:27	1:31	4
豊後高田市	12,019	30	20:30	21:41	1:11	1:09	a 2
杵 築 市	14,034	75	20:30	22:20	1:50	1:56	6
宇 佐 市	27,884	100	20:30	21:35	1:05	1:40	3 5
豊後大野市	17,644	89	20:30	22:04	1:34	1:06	▲ 28
由 布 市	16,588	115	20:30	22:11	1:41	2:14	3 3
国 東 市	14,826	50	20:15	21:40	1:25	1:09	▲ 16
姫 島 村	1,420	8	20:00	20:47	0:47	0:48	1
日 出 町	14,153	70	20:30	21:40	1:10	1:10	0
九 重 町	4,980	61	20:00	20:59	0:59	0:57	^ 2
玖 珠 町	8,250	52	20:00	20:40	0:40	1:05	2 5

-			比	例 代	表		
市町村名	投票総数	開票事務 従事者数	開 票 開始時刻	確定時刻	所要時間	前 回 所要時間	前回からの 短 縮 時 間
大分市 (第1区)	204,894	195	21:15	2:47	5:32	4:38	▲ 54
大分市 (第2区)	6,207	28	21:15	0:40	3:25	2:19	▲ 66
別 府 市	55,765	200	21:10	1:33	4:23	3:20	▲ 63
中 津 市	39,903	132	20:45	1:15	4:30	3:09	▲ 81
日 田 市	34,120	53	21:00	0:30	3:30	2:55	▲ 35
佐 伯 市	34,889	63	20:30	22:55	2:25	2:15	▲ 10
臼 杵 市	19,383	40	20:00	22:23	2:23	2:30	7
津 久 見 市	9,040	24	20:00	22:00	2:00	1:43	▲ 17
竹 田 市	10,739	20	20:00	22:25	2:25	2:05	▲ 20
豊後高田市	12,019	11	20:30	22:45	2:15	1:50	▲ 25
杵 築 市	14,030	75	20:30	23:15	2:45	3:10	2 5
宇 佐 市	27,873	100	20:30	23:10	2:40	2:40	0
豊後 大野市	17,633	89	20:30	23:24	2:54	1:58	▲ 56
由 布 市	16,588	115	20:30	23:15	2:45	4:15	9 0
国 東 市	14,824	40	20:15	22:07	1:52	1:40	▲ 12
姫 島 村	1,420	9	20:00	21:05	1:05	0:56	A 9
日 出 町	14,153	70	20:30	22:40	2:10	2:00	▲ 10
九 重 町	4,980	61	20:00	21:35	1:35	1:30	 5
玖 珠 町	8,247	52	20:00	21:20	1:20	1:40	2 0

9 選挙管理委員会告示及び選挙長(選挙分会長)告示 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

大

分

令 号 和 外 三 六四) 年

)

(月曜日

十

月

+

八

Н

選挙管理委員会告示

目

次

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる 衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第六十号

ーを掲示することができる日を次のとおり定めた。 令和三年十月三十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスタ

令和三年十月十八日

大分県選挙管理委員会委員長

木 俊 廣

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日 令和三年十月十九日

大分県選挙管理委員会告示第六十一号

被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。 令和三年十月三十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る

令和三年十月十八日

登録を行う日

令和三年十月十八日

大分県選挙管理委員会委員長

令和三年十月十八日。ただし、年齢要件については、同月三十一日とする。

被登録資格の決定の基準となる日

木

廣

俊

令和三年十月十八日

大分県報号外(選管委告示)

(定価

株佐伯コミュニケーションズ

箇年 三万八千八百八十円

目

次

選挙管理委員会告示

十 号 令 月 和 外 +三 九 六五 年 日

曜

火

H

令和三年十月十九日

衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時……………… 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………………

所及び日時....... 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び

放送回数·

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う の選任……………………七

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができ 衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設定……………………………………………六 を行う場所及び日時………………………………………………………………………………………… 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじ

最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者

大分県選挙管理委員会告示第六十二号

選挙管理委員会告示

とおり定めた。 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次の

令和三年十月十九日

应

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊

廣

<u>;</u> ;

) 注

五

효

衆議院小選挙区選出議員選挙投票

大分県選

挙 管 理 委 員会之印

令和三年執行

Ė.

衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないこと 衆議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する 衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所 衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任…………… 貼る証紙の様式…………

衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者及び候補者届出政党が使用する選挙運動用

衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに

衆議院小選挙区選出議員選挙、

衆議院小選挙区選出議員選挙、

衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民

衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民

衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民

補者の氏名は、

大分県報号外(選管委告示

- 147 -

Ė

Ł

七

Ė

大分県報号外 (選管委告示)

															ときは、何も書かないこと。	一一一やめさせた方がよいと思う裁判官がない	ときは、その氏名を書くこと。	一やめさせた方がよいと思う裁判官がある	○注意意	,	点字投票 大 挙 員	国民審查投票 分管会	最高裁判所裁判官 県理之 男母			点字投票用紙	二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。	一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。	備考
大分県選挙管理委員会告示第六十八号	最高裁判所裁判官国民審査 こくみんしんさ	衆議院比例代表選出議員選挙 ひれい	衆議院小選挙区選出議員選挙 しょうせんきょく	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	令和三年十月十九日	<u>る</u> 。	及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙に、選挙の種類を次のとおり表示す	令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙	大分県選挙管理委員会告示第六十七号	大分県選挙管理委員会の印の刷込み式	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	令和三年十月十九日	の方法を次のとおり定めた。	及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印	令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙	大分県選挙管理委員会告示第六十六号		二 仮投票用封筒 市(町)(村)選挙管理委員会の印	一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	令和三年十月十九日	次のとおり定めた。	及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を	令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙	大分県選挙管理委員会告示第六十五号		二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。	一 用紙はうぐいす色とし、黒色のインクで印刷する。	備考

大分県報号外 (選管委告示)

令和三年十月十九日

 \equiv

	衆	議政第	党	小用区		挙ビ番選	回区管	選 ラ 号	挙	一 候補者屈出政党用	二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。	ものとする。	一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載する	備考		衆	議候第	補	小者区分	49 選 用 - 県	挙ビ番選	回区管	選 ラ 号	举		一 候補者用	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	令和三年十月十九日	証紙の様式を次のとおり定めた。	令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る	令和三年十月十九日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		は、次のとおりである。	第二区及び大分県第三区の選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名	令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県	大分県選挙管理委員会告示第七十号		二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。	ものとする。	一 「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載する	備考	为	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	女 党 等	小用区	ポ - :	译 ス 番 選	了 5	-			大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。	令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が使用 	大分県選挙管理委員会告示第六十九号		二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。	ものとする。	「第 区」には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載する	備考	大分県報号外(選管委告示) 四

大分市大手町三丁目一番一号	十月十九日	大分県選挙管理委員会委員長	令和三年十月十九日	りである。	県第二区及び大分県第三区の選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、	令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、大分県第一区、	大分県選挙管理委員会告示第七十二号	······································	職務代理者 大分市金池町一丁目九番一八―	大分県選挙分会長 大分市浜の市二丁目二番二一日	区分住	大分県選挙管理委員会委員長	令和三年十月十九日	大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、	令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び	大分県選挙管理委員会告示第七十一号		第三区 選 挙 長 大分市賀来西二丁目一二章	大分県 選 挙 長 大分市新春日町二丁目五番	第二区 選 挙 長 大分市賀来西二丁目一二番二九号	選 挙 長 大分市大字千歳三一	第一区 選 挙 長 大分市賀来西二丁目一二番二九号	大分景 選 挙 長 日田市淡窓一丁目四番四八号	選挙区 区 分 住
		貝長 一 木 俊 廣			等に関する事務を行う場所は、次のとお	議員選挙において、大分県第一区、大分		······································	○三号 	安 喜美惠	所氏名	貝長 一 木 俊 廣		所及び氏名は、次のとおりである。	議員選挙における大分県選挙分会長及び		······································	一二番二九号 佐藤 聡	番一号 角 山 光 邦	金二九号 佐藤 聡	四番地の二 阿 部 良 秀	金二九号 佐藤 聡	八号 一木俊廣	所
二 日時 令和三年十一月三日九時三十分	大	一 場所 大分市大手町三丁目一番一号	大分県第一区	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	令和三年十月十九日	第二区及び大分県第三区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。	令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県	大分県選挙管理委員会告示第七十五号	大分県選挙管理委員会委員長 木 俊 廣		場こおいて選挙会の事务こ并せて守わない。 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務は、選挙会	大分県選挙管理委員会告示第七十四号		大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内	大分市大手町三丁目一番一号	十月二十日以後	大分県庁舎本館二階 正庁ホール	大分市大手町三丁目一番一号十月十九日	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	予用三三一月一九日 選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。 選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。	月三十一日本子)を養むと引むを選出義言と答って、埋委員会告示第七十三号	大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内	大分市大手町三丁目一番一号十月二十日以後	十月二十日以後 大分県庁舎本館二階 正庁ホール

大分県報号外 (選管委告示)

Ħ.

,	
_	
1	
ホ	
- 41	
·	
_	
_	
-	
11	
1	
1	
I ⊢	
/	
1	
- 4	
_	
I 1	
1	
1	
1	
1	

大分県報号外 (選管委告示) 六

7			
大分県第二区			大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号	市町村名	開票区名	区域
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	1		
二 日時 令和三年十一月三日十時	大分市	村厚区 大分市第一	
大分県第三区		厚	春日第一投票区、春日第二投票区、春日第三投票区、王子投票区、一春排抄票区、中居第一投票区、中居第二投票区、中居第三投票区、
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号			八幡第二投票区、大道第一投票区、
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室			¥票区、南大分第二投
十			分第三投票区、南大分第四投票区、南大分第五投票区、南大分第六
ŀ			滝尾第一投票区、滝尾第二投票区、下郡投票区、
大分果選挙管理委員会当示第七十六号			
令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所			区、明野南投票区、明野東投票区、鶴崎投票区、小中島投票区、乙二、「一村屋打票区」が「打票区」明野出第一打票区」明野出第二打票
及び日時は、次のとおりである。			京区、別保第一投票区、別保第二投票区、三佐投票区、家
令和三年十月十九日			
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣			判田第二投票区、百木投票区、上戸次投票区、戸次投票区、下戸次一找票区「川流找票区」種具找票区「広戸找票区」半日第一找票区
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号			
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室			敷戸団地投票区、寒田投票区、田尻第一投票区、田
二 日時 令和三年十一月三日十一時			順第一殳票区、黄順第二殳票区、買来殳票区、札完殳票区、大庄町一第二投票区、 宗力第一投票区、 宗方第二投票区、 木ノ上投票区、 横一
			大在中央投票区、大在東投票区、坂ノ市投票区、丹売日、村湾に「井票日、予売事品」「万円井票日、
大分県選挙管理委員会告示第七十七号			- 投票区、細投票区
令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称		大分 	小兵发票区、本灯发票区、田中发票区、归木兵发票区、古宫发票————————————————————————————————————
等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。		開票区	区、辛幸投票区、大志生木投票区、本神崎投票区、木佐上投票区、一个泽村票目、7年村票目、1年村票目、1年7年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年
令和三年十月十九日			~ <i>777</i> 3
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣			· 京区、野津原第四投
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号			清房第六书票区 野津房第七书票区 野津房第八书票区
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室		***	
二 日時 令和三年十月十九日十八時	大分県選挙	管理委員会生	大分県選挙管理委員会告示第七十九号
	令和三年	十月三十一日	令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙運動に従事する
大分県選挙管理委員会告示第七十八号	者に対し支	給することが	者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定により、令和三年十月三十	支給するこ	とができる報	支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(公職選挙法
一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分市の区域を分けて次のとおり開票区を	(昭和二十	五年法律第百	昭和二十五年法律第百号)第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することがで
設けるものとする。	きる者に限	る。)に対し	きる者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。
令和三年十月十九日	令和三		

- 152 -

			<u> </u>		分										四四			Ξ.			_								
職 務 代 理 者大分県審査分会長	大分県審査分会長	区分		令和三年十月十九日	刀県審査分会長職務件	令和三年十月三十一	大分県選挙管理委員会告示第八十号	{	4 専ら要約筆記の	3 専ら手話通訳の	する者 一日につ	2 専ら選挙運動の	1 選挙運動のため	ることができる者に限る。	『 選挙運動に従事する者	2 宿泊料(食事料	1 鉄道賃、船賃及		2 超過勤務手当	1 基本日額 一万円	一選挙運動のために	6 茶菓料 一日に	5 弁当料 一食に	4 宿泊料(食事料	3 車 賃 陸路旅行	2 船 賃 水路塔	1 鉄道賃 鉄道族	選挙運動に従事する者	
大分市金池町一丁目九番一八—一一〇三号	大分市錦町一丁目九番三号	住	大分県選挙管理委員会委員長 木	九日	分県審査分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとお	令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大	A. 各示第八十号		専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円	通訳のために使用する者 一日につき一万五千円	一日につき一万五千円	専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用	選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円	に限る。)一人に対し支給することができる報酬の額	する者(公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給す	(食事料を除く。) 一夜につき一万円	船賃及び車賃 それぞれ一の1から3までに掲げる額	選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額	一日につき1の額の五割	A円	のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬	一日につき五百円	食につき千円、一日につき三千円	食事料二食分を含む。)一夜につき一万二千円	派行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した	る者一人に対し支給することができる実費弁償の額	大分県選挙管理委員会委員長 木
今 井 睦	井下秀子	氏名	俊		次のとおりである。	審査分会長及び大		`				運動のために使用			より報酬を支給す			費弁償の額			酬の額				費額	した実費額	した実費額		俊
	」 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことが「プゲ県選考管理委員会量力第厂十四号		二 日時 令和三年十月二十日十時三十分	大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	一 場所 大分市大手町三丁目一番一号	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	令和三年十月十九日	載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。	令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲	大分県選挙管理委員会告示第八十三号		二 日時 令和三年十月二十日十時	大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	一 場所 大分市大手町三丁目一番一号	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	令和三年十月十九日	載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。	令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲	大分県選挙管理委員会告示第八十二号		二 日時 令和三年十一月三日十四時	大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	一 場所 大分市大手町三丁目一番一号	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	令和三年十月十九日	び日時は、次のとおりである。	令和三年十月三十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場所及	大分県選挙管理委員会告示第八十一号	

大分県報号外(選管委告示)

七

	令和三年十月十九日	-月十九日			大分県報号外(選管委告示)	八
令和三年十月十九日						
	大分県選挙管理委員会委員長	木	俊	廣		
テレビジョン放送						
届出候補者の数	基幹放送事業者名	回数				
一人又は二人	株式会社大分放送 大分朝日放送株式会社					
三人	株式会社テレビ大分株式会社大分朝日放送株式会社					
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
日時を定めるくじを行う場所及び日時は、令和三年十月三十一日執行の衆議院小選大分県選挙管理委員会告示第八十五号	時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の分県選挙管理委員会告示第八十五号	おける各候が	伸者の政見な	放送 の		
令和三年十月十九日						
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号大分県選挙管	丁目一番一号 大分県選挙管理委員会委員長 一	木	俊	廣		
	五階 大分県選挙管理委員会室					
二 日時 令和三年十月十	十					
				-		

令 号 和 外 三

曜 火

九 六六

日

を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得 一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万

び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の

月 + 日

た数)

令和三年十月十九日 は、次のとおりである。 た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得

十一年法律第百六十二号)第八条の規定による令和三年十月十八日現在で大分県議会議員及

令和三年十月十九日

(昭和三 第八

津

十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、

大分県選挙管理委員会告示第八十六号

○選挙管理委員会告示

衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあった

選挙分会長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人として届出のあった者が十人を 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人として届出のあった者が十人を 超えるとき等のくじを行う場所及び日時………

選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人として届出のあった者が十人を

三

を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得

の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万

地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者

て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算 た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じ 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額………………… 数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合

十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数 に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四

にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数.

二九、六三人

に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ

地方自治法第七十六条、

第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営

一の数

地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の

一九、一四〇人

不分県選挙管理委員会委員長

木

俊

てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た

八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

(その総数が四十万を超え

選挙管理委員会告示

目

次

久 見 伯田津 府 市 市市市 市 市市 = \equiv 九、 七、 Ó 四 六 九〇九人 九〇四人 七五七人 八八八人 〇四〇人 ○四一人 八一七人

臼佐日中

别

して得た数

分

(選管委告示

	イオニムー ノー フー	お 二十 十 十 十 九 日

大分県報号外(選管委告示・選挙長告示)

十月二十七日

豊宇杵 由 後 後 大 佐 築 高 布 野 田 市市市 市 九、九八四人 九 八 四四三人 〇一六人 二四三人

八、 弋 四二〇人 八四三人

国東市・姫島村

出

町

八三八人

九重町・玖珠町

大分県選挙管理委員会告示第八十七号

第二区及び大分県第三区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、 大分県

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊

廣

令和三年十月十九日

大分県第一区 二四、 八九六、二〇〇円

大分県第三区 大分県第二区 = 六三六、〇〇〇円 一二二、五〇〇円

大分県選挙管理委員会告示第八十八号

とおり定めた。 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を次の

令和三年十月十九日

分分十月二十八日十月二十八日	前七時二十五 十二十七日	時	放送局 日本放送協会大分 大分	大分県
	午後二時十四分十月二十七日	時	会社大分朝日放送株式	大分県選挙管理委員会委員長
	午後三時十月二十六日	日時	株式会社大分放送	
	午後五時十分	日時	株式会社テレビ大	木俊廣
			八	

ラジオ 午前九時五分 午前九時五分

選 挙 長 告 示

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第一号

補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区における選挙立会

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長

木

俊

廣

場所 大分市大手町三丁目 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室 番一号

日時 令和三年十月二十九日十時

 \equiv

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長告示第一号

人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候 補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区における選挙立会 次のとおりである。

令和三年十月十九日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長

呵

部

良

秀

場所 大分市大手町三丁目 一番一号

大分県庁舎本館五階

大分県選挙管理委員会室

日時 令和三年十月二十九日十時十五分

漛議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長告示第一号

禰者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 八として届出のあった者が十人を超えるとき、 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における選挙立会 令和三年十月十九日 又は同一の政党その他の政治団体に属する候

	二日時		一場所	杂	令和三	5 - 4 ·	立会人と 令和三年		二 一 日 場 所 衆 議
令和三年十月十九日	令和三年十月二十九日十時四十五分	大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	大分市大手町三丁目一番一号	衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長 秦 喜 美 惠	令和三年十月十九日 		立会人として畐出のあった者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおり一令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長告示第一号	○選挙分会長告示	時(令和三年十月二十九日十時三十分) 大分県庁舎本館五階(大分県選挙管理委員会室) 大分県大子町三丁目一番一号 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長(角)山(光)邦
大分県報号外(選挙長告示・選挙分会長告示)									
Ξ									

毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県 編集 ㈱佐伯コミュニケーションズ (定価 一箇年 三万八千八百八十円)

2 弁護士法 野 中 美 咲 佐賀県 東京都台東区 二十五歳 自営業 72条違反 で	(本人届出) 西宮重貴 大分県 大分県大分市 四十三歳 無職政党の名称 候補者氏名 え れ 戸 な 単 単 単 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	宋議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第二号 宋議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第二号 宋議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第二号 宋議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第二号 宋議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第二号 宋	○選挙長告示衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の候補者の届出衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の候補者の届出		大分県報 号外 ()
大分県報号外(選挙長告示)			5 (本人届出) 吉 良 州 司 東京都 大分県大分市 六十三歳 政治団体代	4 自由民主党 高 橋 まいこ 大分県 大分県大分市 三十三歳 無職	3 日本共産党 山 下 か い 大分県 大分県大分市 四十四歳 政党役員

- 158 -

別表

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第1区立候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受 理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	西宫重貴	https://ppf.jimdosite.com
2	の なか み さき 野 中 美 咲	https://twitter.com/MisakiNonaka
3	でま した か い	https://twitter.com/kai02yamashita
4	^{たか はし} 高 橋 まいこ	https://takahashi-maiko.com
5	吉良州司	http://www.kirashuji.com

	2	1	理番号	は して 令 議 令 別 次 和 院
	立憲民主党	自由民主党 えとう	政党の名称	院小選挙区選出議員選 和三年十月三十一日執 次のとおり届出がある 別表のとおり届出がある。 令和三年十月十九日
	吉 t 川 か は	えとう 征士郎	(ふりがな)	************************************
	はじめ大分県	大分県	本	学大分県第二区選
令和三年	大分県臼杵市	大分県佐伯市	住所	っ選ニ - た
令和三年十月十九日	五 十 五 大 五 歲	八十歳	年齢	一 の ウェブサイ ・ オー の ウェブサイ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	政党役員	長選挙区支部	職業	ト等のアドレス 良 秀
大分県報号外 (選挙長告示)				
Ξ				

別表

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第2区立候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受 理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	えとう 征士郎	http://2021.ETO.ORG/
2	吉 川 はじめ	https://www.yoshikawa-hajime.com

	2	1	理番出号	は、別表 令和 令和 令和 を 和表
	自由民主党	立憲民主党	政党の名称候補者届出	衆議院小選挙区選出議員選挙士 令和三年十月三十一日執行の して次のとおりである。 令和三年十月十九日
	岩。 屋。 た け し	横 光 売 かっ かっ きっ	(ふりがな)	
	大分県	東京都	本籍	第三区選挙 院小選挙区 候補者が アケ県第二
令和三年-	大分県別府市	大分県別府市	住	、別表のとおりである。 令和三年十月十九日 令和三年十月十九日 令和三年十月十九日 一次のとおりである。 一次のとおりである。 一次のとおりである。 一次のとおりである。 一次のとおりである。 一次のとおりである。 一次のとおりである。 一次のとおりである。
令和三年十月十九日	六十四歳	七十七歳	年齢	が 分県第三区にお
	支部 長 選挙区	政党役員	職業	光 等のアドレス 邦 ス
大分県報号外 (選挙長告示)				
五.				

別表

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第3区立候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受 理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	横光克彦	https://twitter.com/cdp_oita
2	岩 を たけし	https://www.t-iwaya.com

(定価 箇年 三万八千八百八十円

号 令 和 外 \equiv 六人 年

水曜日)

+

月

 \equiv

Н

目

次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第九十号

名称は次のとおりである。 第二区及び大分県第三区の当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大分県

令和三年十一月三日

大分県選挙管理委員会委員長

木 俊

廣

大分県第一区

	吉良州司	大分県大分市青葉台一丁目一五番地の一三
候補者届出政党	氏名	住

大分県第二区

大分県佐伯市池船町二一番

二号

衛

征士郎 名

自由民主党

住

所

氏 藤

候補者届出政党

大	大分県第三区		
	住	氏名	候補者届出政党
	大分県別府市田の湯町八番一号	岩屋毅	自由民主党

令和三年十一月三日

大分県報号外 (選管委告示)